

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度 第 3 回枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 24 年 6 月 7 日（木） 13 時 30 分から 14 時 50 分から
開 催 場 所	別館 4 階 第 4 委員会室
出 席 者	小野委員、北本委員、谷本委員、土井委員、中垣委員、福永委員 松葉委員、宮原委員、宮本委員
欠 席 者	竹下委員
案 件 名	・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当の額のあり方について ・ その他
提出された資料等の名 称	・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当の額のあり方について（答申）
決 定 事 項	<p>・ 答申書について</p> <p>答申書の形式は、答申、答申の趣旨、答申の理由、審議会として付記する意見、審議会開催状況・主な審議内容、審議会委員 委員名簿の六項目の構成とする。</p> <p>市長以外の特別職の退職手当について、事業管理者と教育長の退職手当額に一定の差を設けることが望ましいとの意見があったが、双方の職の具体的な差異について、本審議会の議論の中のみで明確に見出すことは困難であるため、今後さらに踏み込んだ検証が必要である旨を、付記する意見の項目に記載することとする。また、退職手当額の改定は、今回の答申において市長の退職手当を条例規定どおりとしたことから、据え置くことが適当であるとする。</p> <p>任期中の功績評価を手当に反映させる制度について、市長公約達成に向けた行政の取り組みの推進につながるなど、一定の意義があるものと考えられるため、こうした制度を検討することも必要であるという旨を、付記する意見の項目に記載することとする。</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公 表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成24年度第3回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は9名の委員にご出席いただいております。過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** それでは審議に入っていきたいと思っております。前回までの議論を踏まえて、スケジュールとしては今日と次回で審議し、その次には答申を提出したいという方向で考えております。

今までの議論につきまして、市長の退職手当については、基本的なところから議論しましょうといった経緯もありましたが、結論から言いますと、前回給料額の引き下げについて答申し、これに伴い、4月からの給料額が引き下げられました。これが当然に退職手当の計算の基礎にもなっているため、退職手当の額についても引き下げられているという事実があります。

そこからさらにどうするか検討しましたが、なかなか積極的に下げるとか、計算方法自体を変えるとところまでは難しいのではないかとという大方のご意見に基づきまして、市長の退職手当については、今の条例を変えることはないという方向で一定整理ができたのではないかと感じております。

そして、その他の特別職の退職手当につきまして、教育長や事業管理者の仕事の内容であるとか外から人を求めるかどうかといった状況など、今までどおり横並びの取り扱いでいいのかという議論がありましたが、まだ、必ずしも結論が出た訳ではありません。基本的なベースとしては市長と同様の取り扱いとするといった方向性はあったと思っておりますが、具体的に職ごとに差異をつけるかどうかの結論はまだ出ていなかったと思っておりますので、今日は、まずそのあたりを議論していきたいと思います。

それから、基本的な退職手当の考え方にもよることなのですが、市長の在職中の功績をプラスマイナスで加味するようなシステムについて、何かできないのかという議論につきましても、この間、何度か時間を割いて議論させていただいております。直ちに今回の審議会でごうすべきだということまでは至らないとしても、答申の中でそういった方向性の議論を続ける必要について、まだ書くと決めた訳ではないのですが、答申の中に注記などで書いていくのはどうであろうか、といったことについても、本日の会議で確認をしていきたいと思います。

そういうことで、前回、事務局にこれまでの議論を踏まえて、答申案のたたき台を素案のレベルでまとめておいてほしいとお願いしておりました。

本日は先ほど申しましたことについて結論を出して、本日の事務局からのたたき台を基に、さらに具体的な答申案について検討し、そして次回は答申案について議論いただいて内容を確定させ、その次の審議会ですべて市長に答申するといったスケジュールで考えていきたいと思います。方向性として、私の今の説明で、違うところなどがあればご意見いただけますでしょうか。

○**北本委員** 今の方向で間違いはないと思っております。

○**松葉会長** それでは事務局から、お手元に資料として答申のたたき台が配布されてお

ますので、こちらについて説明していただきたいと思います。

○事務局 はい。前回の会議で、これまでの審議を踏まえ、ラフな形でも答申のたたき台となるものを…というお話がございましたので、あくまでたたき台としてではございますが、事務局でご用意させていただき、お手元にお配りさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

まず、全体の構成につきましては、基本的には前回の給料額の答申と同様の形とさせていただいており、まず本文があり、続きまして第1で「答申の趣旨」、第2で「答申の理由」、最後に第3としまして「審議会として付記する意見」という形となっております。

「答申の趣旨」では、現在の条例規定どおりとすることが適当であるとする、今回の答申の結論、現在はまだ方向性が出た段階ではございますが、そうした結論を書かせていただいております。

次のページから「答申の理由」となっております。

「答申の理由」では、まず「基本的事項」といたしまして、共通の認識を記載させていただいております。一つ目が地方公務員、特にその中でも特別職の退職手当制度とは、どういった趣旨で支給されているものであるのかについて記載し、次に本市の退職手当制度の変遷としまして、これまでの経過を記載しております。また、これによりまして、全国的に同じような算定式により支給されていることも、ご理解いただく形となっております。次のページで、現在の特別職の退職手当の算定式を記載し、次に他市との比較からの本市の状況という形となっております。

その次からが、「審議の経過及び答申の考え方」としまして、前述の共通認識のもと、どのように審議し、どのような結論に至ったかということに記載する形となっております。ここからは、まだ審議の途中でございますので、ポイントのみを箇条書きの形で記しています。

まず、「審議の前提」といたしまして、本年4月に本審議会の答申を受け、給料額が引き下げられたことによりまして、退職手当につきましても、すでに一定額引き下げられていることを記載することとしています。

次のページから「審議の経過、概要」といたしまして、まず「審議の進め方」という項目を設けさせていただいており、ここでは、まずは、市長の退職手当を審議し、その結果を踏まえてその他の特別職について審議することとしたことと、市長の退職手当の性格について審議することとしたことを記載することとしております。

次に、審議の概要でございますが、ここでは主に審議いたしました3点について記すこととし、まず、退職手当につきまして、功績に対し支給することだけではなく、あらかじめ条例で定められていることや、こうした条件を踏まえ立候補した人から市民が選択するといった職の特徴を考えますと、市民との契約的な要素で考えることができたこと、手当の性格に関する議論の内容を、2つ目に功績等、評価を手当に反映させるシステムについて議論したことを、3つ目に市長以外の特別職について議論したことを記載する形をとらせていただいております。なお、市長以外の特別職につきましても、まだ審議の途中でございますので、その後の審議内容もここで盛り込む形を想定しています。

次に「考え方の結論」といたしまして、まず、現状、引き上げは考えがたいことを記載した上で、前提条件である給料額の引き下げによる一定額の引き下げがすでに行われてお

り、その上で更なる引き下げを行うことについての、積極的な理由や根拠に乏しいとしまして、条例規定どおりとする結論に至ったこととし、次の「結論」で、結果を記載するイメージとなっております。

最後のページにつきましては、付記する意見といたしまして、現在想定しているのが、功績を反映する手法について検討を求めること、4年間総額ベースで考える必要があることから、引き続きそういった視点で検討していくこと、市長以外の特別職について、職ごとに検討することについて、本日も議論いただくことを盛り込む形とさせていただいております。

最後に、審議会の開催状況、委員名簿をこの後ろにつける形とさせていただいております。

簡単ではございますが、答申のたたき台につきましてのご説明は、以上でございます。

○**松葉会長** それでは、今のたたき台にもある、残されたポイントについて議論をしたいと思います。

まず、先ほど申し上げました、市長以外の特別職についてどうするか、一律下げるのか、上げるのか、個々で差異を設けるのか、差異を設けるならばどうするのかといった議論が最終的な結論としては出ていなかったと思いますので、その議論をしていきたいと思えます。

前回までの審議の状況からすると、教育長と事業管理者について横並びでよいのかといった議論がありました。ただ、ではどうやって何を根拠に差をつけるのかというところまでは、はっきりとは見えないというところで議論が終わっていたと思います。

さらに方向性としてどうすべきか、ご意見があればおっしゃっていただきたいと思うのですが。

では、順番に確認していきたいと思えます。まず副市長に対してどう考えるか、現在の計算式は、支給割合は市長が50/100であるところが30/100であるといった違いはあるのですが、副市長も市長と同様に給料が減額になったことで退職手当も減額されております。事務局からどういった仕事をしているのかという概要の説明は受けましたが、副市長の職をどう見るのかといったことを踏まえ、結論的なご意見をいただきたいと思っております。

○**中垣委員** 市長を据え置きにしているわけですし、特別に副市長の業務の中で何かあるのであれば別ですが、そうでないなら根拠が乏しいと思えます。

○**松葉会長** 積極的に支給率を変えるようなものは特にないということで、よろしいでしょうか。ご異議なければ副市長については今の退職手当の支給基準で変わりなしということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○**委員一同** (異議なし)

○**松葉会長** ありがとうございます。次に、事業管理者と教育長は20/100ですが、ここについてはこれまでも議論があったと思えます。教育長の職務内容などの状況を聞くと、ハードワークなのではないかといったお話はありました。しかし、ではどうするのかということに関しては詰めきれていなかったと思えます。この件について、ご意見がありましたらお願いします。

○**谷本委員** 土日に多く出勤されることや、児童や市民が参加するイベントを多く計画、

監督されていることなど、責任や実際に勤務する時間の面を考慮した場合、個人的には教育長と事業管理者は差があってもよいのではないかと思います。

ただ、他の市と比較した場合、教育長の退職手当はやや高いほうですので、それを踏まえて考えると、どうすればよいのか難しいところはあるのですが。

○松葉会長 ちなみに大阪府下では、枚方市は8位となっています。

教育長と事業管理者で支給割合に差異を設けているような団体はどの程度ありましたか。

○事務局 大体同じ割合のところが多いです。

全国類似団体の平均で申しましても、水道事業管理者が23/100、教育長も同じく23/100となっております。

○松葉会長 それでは、こういう案でどうでしょうか。全国的には同じ水準というのが大勢ではあるのですが、本来は、勤務時間や職務内容など細かいところまで検証し、本当に異なるべきものと判断ができるのであればすることが望ましい。

しかし、この場で事業管理者と教育長に優位な差があるのかといったことについて結論まで導き出すことは困難です。ただ、少なくとも教育長が事業管理者と同じでよいかどうかということで、特別職の中では、この部分については特にもう少し中身も含めて検討する必要があることを付記する、本審議会としては、異なった割合になる可能性もあることを指摘しておくというまとめでいかがでしょうか。

○宮本委員 勤務日数云々ということなら、退職手当ではなくて毎月の給料で検討しなければならないところかと思えます。

○松葉会長 市長を典型として、労働の対価としての議論、いわゆるサラリーマンが退職するときの退職金の議論とは根本的なところでかなり異なるものであるといった議論がありました。教育長についても、やはりトータルの所得できっちりと議論していく必要がありますので、こうした点を踏まえて考えてくださいということを、付記など、答申中のどこかで記しておく必要があると思えます。どうしても、皆がそうだから・・・といった方向に流れがちなのですが、そうではなく、仕事の中身などを考えてそれに見合った妥当な額というものをトータルとして考えていく必要がある、教育長などはまさにそうかもしれません。当初の設定と実態が異なるのであれば、そういった特別な事情を加味した給与体系のあり方について、議論・検討することが必要であろうといった意見を審議会として述べていくといった方向とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○松葉会長 ありがとうございます。常勤の監査委員についても、監査委員のみを切り取ってといった形での深い議論はしませんでした。同様の趣旨でよろしいでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○松葉会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、市長以外の特別職についての結論は、現在の規定を変える必要はないという方向でまとめていきたいと思えます。ただ、今申し上げたように付記事項として、それぞれの職務の内容を確認して差異を設ける方法を検討することについて必要性があることを付記するといった方法で答申を考えていきたいと思えます。

次に、貢献度の反映に関する議論を、答申のどこにどのような形で記載するのかについて審議します。これまでの議論では、具体的な方法までは今回は出せませんが、何らかの検討をする必要があることを意見としていく方向ではあったかと思えます。

ただ、本来は市議会議員が市民の代表という立場であることから、議会の場で議論することが制度やシステムとしては望ましいと思われれます。実際、過去にはそういった制度がありましたが、実質的には機能はしていなかったということでした。

このあたりを踏まえながら、どのように記していけばよいか、ご意見はございますか。

○宮本委員 いろいろ考えたのですが、誰がどのようにというのは難しい。

○松葉会長 私としては、市長は選挙という最大のチェック機能があるポジションで、あらかじめ条例で決められた金額の報酬や退職手当を受けることとなりますが、これは当初からわかっている数字なので、特に問題がなければそれだけの額を払うことを市民は市長になろうと手を上げた人に提案していると、こうした位置付けはできると思います。

しかし、4年間の任期が終わったときに結果として、再任されないという大きなチェックがあるので、そこで十分な業績が上がらなかったという評価をする人が多ければ再任されないという、ある程度の評価が形になって表われたものはあるとは思いますが。

ただ、従前の議論で、選挙という絶対的なイエス・ノー以前に、1割の範囲内などの一定の幅で、例えば議会で評価して支給額を増減することがあってもよいのではないかと思います。過去にあった制度と似ているのですが、むしろその範囲内で増減させなさいというぐらいのものがあってもよいのではないかと思います。そうした提案をするなら、これは市長に答申する訳ですから、こういった議論を市長から議会に投げかけたらどうですか、といった形になるかとは思いますが。

また、そこまでの必要はないといったご意見もあるでしょうから、そういった問題があることを述べるころまでに留めておく方法もあると思います。

事務局に確認しておきますが、答申で議会に何かを作ってくださいということは答申の範囲外となるので、市長に対して、こういったことについて検討をしたらどうですか、という提案をすることは問題ないでしょうか。

○事務局 市長の諮問を受けての答申ですので、こうしたことを検討してくださいと答申することは問題ありません。

○松葉会長 そうなると、市長から議会に問題提起をしてもらい、それを受けて議会で検討することとなるのですよね。

○事務局 市長が条例を提案して、議会が可決否決の判断をするなど、そのあたりの手法はいろいろございますが、市長に対して検討してくださいと答申することに問題はございません。

○松葉会長 5%や10%の範囲など、そこまで具体的なものになるのであれば、それは答申の趣旨のところに入ってくることとなります。付記というならそうした制度はどうですかといった提案をするレベルのものになるでしょうし。

○宮本委員 支給割合である50/100を、例えば30/100から60/100の間で決めますといったような形として、その中からどういった割合とするのかを議会が決めるといったような中身であれば、そこで功績評価があるわけで、それが50/100という定額となっているところに違和感があります。

会長がおっしゃられたように何%の範囲内で評価されてはいかがでしょうかといったことを言うのもいいでしょうし、支給割合を30/100から60/100として、その中で決めるようにすればいいのではないですかといったことを言うのもひとつの提案の形だと思います。

○**松葉会長** 任期ごとに選挙という最大の審判も受けているわけですから、大半の問題はクリアされていると考えてもよいと思っておりますが、ただ、緊張感を持っていただくという意味でも、微妙な表現ではあるのですが、少しでもプラスマイナスできるようにすることがあってもよいと思います。しかし、そのために別の組織を作るとなると、予算面などからも現実的には考えにくい。そうなると、評価すべき機関は議会になるのかと思います。ただ過去にもそういったシステムはあったが実質機能していなかったということが難点ではあります。

○**福永委員** そのときの市長の考え方で大きく左右されるのではないかと思います。ですので、表現として適切かわかりませんが、ワンマン的な市長であれば余計なことはする必要はないと思われるかもしれませんが、もう少し民主的な考えをお持ちの方なら、議会に提案したり、議会で分科会などを設けて、そこで議論するなどの方法があると思います。ただ、そうであっても、そのテーマが枚方市の議会を運営するにおいて、どの程度優先度が高いものかということもあると思います。優先度が非常に高いと、分科会ばかりが増えて、いたずらに経費がかかってしまうといった面もあるかもしれません。ただ、私としては、かなり重要度が高い問題のひとつとして、議会で分科会的なものの中で議論をしていただく方法はどうかと思います。

審議会は、市長にこういった検討をお願いしますといった程度の機関です。

○**松葉会長** 審議会は市長の諮問機関ですので、市長から諮問を受けたことについて、検討して意見を述べる以上の権限も機能もありません。

それはそうなのですが、今の4年ごとに生じるそういった問題を、条例で定額を指定し、そのまま自動的に支給ということではなく、条例の中でそのときに議論することでプラスマイナスがあるというものがあっても悪くはないというのが私のシンプルな発想ではあるのですが、ただ、果たしてそれが機能するのと言われるれば、なんとも言えません。

書き方で考えますと、主文に入れるレベルなのか、付記事項で提案するレベルなのか、ウエイトによると思うのです。主文に入れるほど責任を持って答申できるものなのか、議会の議論が機能するのかどうかという問題もありますし、一定の枠を何%にするかの根拠も難しい。

そのため、付記で意見として述べていくといった程度のものになるのかなと思うのですが。

○**中垣委員** それでよいのではないのでしょうか。審議の結果、いったん条例の規定どおりとすることを決定したのですから。主文というのなら、また、一から議論することになってしまいます。

○**松葉会長** それでは、書き方は悩ましいのですが、意見については付記で述べていく、という形にさせていただきたいと思います。

では、答申書についての議論をしまいがちですが、こういったことは入れておくべきとか、この項目が抜けているなどがあればご意見をいただきたいのですが。

- 中垣委員 このたたき台は前回の答申と、形は大体同じでしょうか。
- 事務局 構成は、前回の給料についての答申と同様の形にさせていただいています。
- 中垣委員 改定の時期はいらないのでしょうか。
- 事務局 今回は、条例規定どおりとする議論で、改定されないため、改定時期の記載はありません。
- 宮原委員 言い回しなど、詳細な文言はこの後変わってくるのですね。
- 事務局 今回はあくまでたたき台でございますので、箇条書きのような形とさせていただいておりますが、最終的にはこういったものを文章化していきます。
- 松葉委員 枠組みはこれでよいと思うのですが、記載の進め方について、まず市長の退職手当から審議をすることとしたのはそのとおりなのですが、市長の退職手当の性格をまず定義づけていく経過など全体の考え方の中で、市長とその他の特別職では性質が異なっていたかと思えます。ですから、まず市長の退職手当についての議論を一定の結論が出るまで記載し、その次にその他の特別職の退職手当の議論について記載するといった形で、区別した順序のほうがよいと思えます。
- それと、付記事項について、引き続き・・といった表現をしてしまうと、この審議を引き続きやっていくようなこととなってしまいます。答申をすればいったんは諮問についての審議は終わることとなりますので、どこで議論をなさないとまでは書かなくても、表現として、答申をする以上は一度審議が終わる前提にしなければならないと思えます。
- あと、付記事項で、給与と退職手当について分けて議論することとなったことで、全ての総収入をトータルで考えることが重要であるといった議論はしましたが、それを答申で付記事項として書くことかといえば違和感があります。
- 中垣委員 給与のときも年収で考える必要があることを書きましたので、それと同じことですね。
- 松葉委員 事務局は今日の意見を踏まえて、答申の案を作ってくださいということなのですが、本日の審議で確認しておくことはありますでしょうか。
- 事務局 最後にされたご意見の、4年間の総額に関する議論について、付記のところに入れ込むのか、主文の審議の概要の中でそういった議論があったことを書くまででとどめておくのかを確認させていただきたいのですが。
- 松葉委員 こうした検討課題が残っていることは付記の文章に入ってくると思えます。
- 中垣委員 概要でそうした審議があったことに触れ、付記で今後はこうしたことも踏まえて審議することを別に書く形になると思えます。
- 松葉会長 他にご意見はないでしょうか。
- 北本委員 たたき台の案に示されているような方向性でよいかと思えます。
- 松葉会長 今後考えてほしいことは全て意見として付記に書いておき、あくまで答えは今のままでということシンプルに出していくという方向ですね。
- 中垣委員 この方向でよいと思えます。
- 小野委員 私もこのままでよいと思えます。
- 福永委員 私も結構です。
- 谷本委員 私もこのままで、付記のところ少し幅を持たせ、市民または市民の代表である議会で検討する余地があってもよいのではないかとこのところを加えられたらよい

のではないかと思います。

○松葉会長 先ほど私が申し上げた議会にチェック機能を持たせることの審議の記載に関して、あまり限定的になってもいけないと思うのですが、議会と明確に出すことはよろしいのでしょうか。

○谷本委員 以前いただいた資料では、市民の皆さんに審議いただいて、市長の給与に影響させていくという形もあったかと記憶しておりますので、市民の代表か若しくは議会で検討する余地もあるのではないかとということで、どこがということまでは明記せず市民の代表という形でよいかとは思いますが。

○松葉会長 東村山市のようなケースですね。

○事務局 現実的な問題として、議会に対しフリーハンドで市長の退職手当はいくらがいいのかといったことを投げかけることできるのかどうかといった問題はあると思います。

例えば、市長が審議会に諮問してこの額が妥当ですという答申を受け、その額をもって退職手当条例の改正を議会に提案するという手法は可能ですが、ある一定の幅の中で議会で考えてくださいという形で、答申の中で直接的に議会という言葉を出すととなりますと難しい部分もあります。これは市長の退職手当でございますので、市長から議会にこの額でどうですかといった投げかけがあれば、議会でそれについて判断するといったことはできるとは思いますが。

○松葉会長 過去の規定はどのような形だったのでしょうか。

○事務局 過去の規定は支給率について、この割合で払いますがよろしいでしょうかということも議会に諮る形で、結論を求めていたものです。

○松葉会長 条例上はどのような書き方だったのですか。

○事務局 もともと一定の額が条例で規定され、その後を追って払う加算分について、議会の議決を得て、支給することができるといった趣旨の規定の仕方をしていました。

○松葉会長 仮にですが、条例の中で今ある額を踏まえて、そこに例えばプラスマイナス5%の範囲内で、議会で決めた額とするとした場合はどうなるのでしょうか。

○事務局 その場合は、まずプラスマイナスの範囲内で市長がまず何%にすると判断をして、議会に上程する形となると思われま。

○松葉会長 議案として提出するのは市長であるから、あくまで数字を出さないといけない形ですね。

○事務局 はい。その根拠として、例えば市民の方に意見を聞くなどの手法はあるとは思いますが、そのあたりについては、仕組みなども次回までにもう少し調べておきます。

○松葉会長 では戻りますが、方向性についていかがでしょうか。

○宮原委員 私もこの趣旨でよいかと思えます。

○宮本委員 語りつくしたわけではないですが、一律にしたほうが物事は決めやすいとは思えます。

個人的には、そこに何らかの幅を持たすことはできないものかという思いがずっとありますが、ただ、これを具体的に誰がどうするのかということを見ると、大変難しいことだと思いますので、付記する程度でしか無理なのかな、というのが実感です。

○松葉会長 ありがとうございます。他に答申を文章化するために、ここで決めておかなければならないことはないでしょうか。

○事務局 特にございません。

○松葉会長 それでは、本日の議論を踏まえて次回には答申の案を事務局で用意いただき、さらにその内容について議論していく、そして次回でほぼ確定させるというスケジュールで行ってまいりたいと思います。

それでは、これをもちまして平成 24 年度第 3 回枚方市特別職報酬等審議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。